

新十津川町 第6次総合計画

2022~2031



新たな未来へ
ともに歩もう
つながる絆
かわらぬ自然と笑顔のまち

ごあいさつ

新十津川町は、奈良県十津川郷を襲った未曾有の大
水害を契機に、集団移住をした先人たちが、開拓の鉄
を下ろしてから130年余り、たくましい開拓精神と団
結の力で今日まで発展してきました。

そのような中、新たな感染症である新型コロナウイルス
感染症は、本町においても大きな影響を及ぼし、
日常生活においても新しい生活様式が模索されているところであり、収束後も新たな生活
様式がもたらす課題等を把握しながら、行政運営を進めていく必要があります。

これからのまちづくりを見据え、現代社会に目を向けますと、全国的な少子高齢化・人
口減少の局面にある中、猛威を振るう自然災害の甚大化、急速に進展してきたグローバル
化、技術革新で急速に進化する高度情報化、更には地球温暖化による環境問題の深刻化な
ど、私たちの考え方、仕組みを見直す大きな転換期を迎えております。

このような状況の下、本町が抱える様々な課題を総合的に解決し、町民誰もが住んでよ
かった、住み続けたいと感じられるまちを、50年、100年先の将来につないでいくため、
今後10年間のまちづくりの指針となる「新十津川町第6次総合計画」を策定いたしました。

10年後の目指すまちの将来像を、「新たな未来へ ともに歩もう つながる絆 かわら
ぬ自然と笑顔のまち」とし、この将来像の実現に向け、本町に関わる全ての人や組織、事
業者の皆様とともに取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいた
します。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました総合行政審議会委員の皆様
をはじめ、町民アンケートや意見箱などで貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の
皆様に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

新十津川町長 熊 田 義 信



新十津川町まちづくり基本条例前文

私たちのまち新十津川町は、明治23年、奈良県十津川郷からの団体移住によって誕生したまちです。

故郷を遠く離れ、初めてこの地を踏んだ先人は、自らを律し、私益を捨て公益を優先する「移民誓約書」に連署し、互いに励まし合い、助け合い、その後他府県から移住した人々とも協力しながら、開拓を成功に導きました。以来、新十津川町は、たくましい開拓精神とその団結力により、自然環境と調和した美しいまちとして発展してきました。

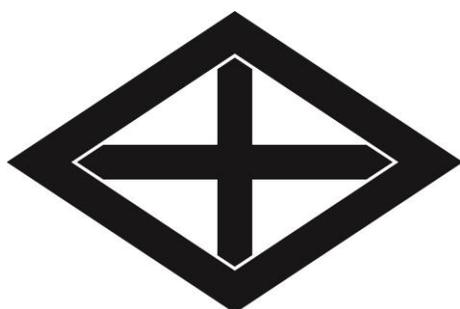
私たち町民は、この美しいまちを守り育て、新十津川町の精神的風土である開拓精神と歴史と文化を受け継ぎ、更により良いまちとなるように力を合わせていかなければなりません。

私たち町民は、このまちを大切に思い、住んで良かったと感じられるまちとなるように、子供から高齢者までが知恵と力を出し合い、まちづくりの主体として自ら行動することにより、真の町民自治の実現を目指します。

ここに、新十津川町のまちづくりに関する基本理念を明らかにして町民自治によるまちづくりを推進し、未来に輝く、自然に優しい持続可能なまち新十津川町を創造していくため、この条例を制定します。

(平成23年1月1日施行)

町章



神武御東征のころから一貫して朝廷への忠勤を尽くしてきた十津川郷土は、「⊕」の組旗を用いていましたが、京都御所の御守衛に当たっていた1863年7月25日、朝廷からのお達しにより御紋章付『菱十』の組旗の使用を許されたのです。

菱形は、その鋭い形から剛健さを表わし、「十」は十津川の頭文字で、先端は剣を型どり、尚武の伝統を凶案化したものです。本町では分村以来、町章として奈良県十津川村と同じ『菱十』を用いています。

(昭和58年9月24日制定)

町民憲章

わたしたちのまちは、十津川郷からの団体移住によってひらかれ、たくましい開拓精神と団結の力できずかれた由緒あるまちです。

わたしたちは、このまちの町民であることに誇りをもち、たがいのしあわせと郷土の発展をねがい、ここに町民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、
緑の美しいまちにしましょう
- 1 心とからだをきたえ、
健康で明るいまちにしましょう
- 1 働くことに誇りをもち、
ゆたかなまちにしましょう
- 1 きまりをよく守り、
住みよいまちにしましょう
- 1 未来に夢をもち、
子どものしあわせなまちにしましょう

(昭和45年10月12日制定)

目次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 総合計画の概要	3
（1）計画の構成	3
（2）計画の内容	3
4 総合計画と総合戦略との関係	4
5 新十津川町の概要	5
（1）位置	5
（2）歴史	5
（3）地勢・自然	5
（4）人口・世帯数	6
（5）産業の状況	8
（6）交通	8
6 時代の潮流	9
（1）人口減少・少子高齢化の進行	9
（2）高度情報化の進展	9
（3）グローバル化の進展	10
（4）環境意識の高まり	10
（5）安全・安心への意識の高まり	11
（6）価値観やライフスタイルの多様化	11
（7）持続可能な開発目標（SDGs）の策定	12
第2章 基本構想	13
1 目指すまちの将来像	14
2 まちづくりの目標	15
3 人口の目標	16
4 土地利用	18
（1）農用地	18
（2）森林地域	18
（3）商工業地	18
（4）河川・水路	18
（5）道路	19
（6）宅地	19
5 SDGsの推進	19
第3章 基本計画	21
第6次総合計画の体系	22
1 住みやすい暮らしがある	25
政策1 環境の保全	26
政策2 生活基盤の充実	30
政策3 交通環境の充実	38
2 笑顔がつづく健康がある	43
政策4 地域福祉の推進	44
政策5 健康づくりの推進	51

政策6 医療環境の充実	57
3 活気あふれる産業がある	61
政策7 農林業の振興	62
政策8 商工業の振興	68
政策9 観光の振興	73
4 心やすらぐ備えがある	77
政策10 消防・救急体制の充実	78
政策11 防災体制の強化	82
政策12 生活安全体制の充実	86
5 未来を叶える学びがある	91
政策13 学校教育の充実	92
政策14 生涯学習の充実	96
6 助け合う絆がある	103
政策15 住民協働の推進	104
政策16 健全財政の堅持	109
資料	113
第6次総合計画策定組織	114
総合行政審議会委員名簿	115
総合行政審議会諮問	116
総合行政審議会答申	117
第6次総合計画策定庁内組織名簿	118
第6次総合計画策定経過	119
第4章 第2期新十津川町まち・ひと・しごと創生総合戦略	121
1 総合戦略の基本的な考え方	123
(1) 策定の経過	123
(2) 策定の方針	123
(3) 計画期間	124
(4) 総合計画との関係	124
(5) 目指すべき姿	124
(6) 基本的な視点	124
(7) 基本目標	125
(8) SDGsの推進	125
2 人口ビジョン	126
(1) 国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計人口	126
(2) 推計人口	126
(3) 目標人口	127
(4) 推計人口と目標人口の比較	128
(5) 目標人口の詳細	129
3 総合計画の体系	130
4 総合戦略プロジェクト	132
(1) 安定した就業創出プロジェクト	132
(2) まちに人を引き寄せる創生プロジェクト	134
(3) 子育てしたい環境創出プロジェクト	136
(4) 安心して暮らし続ける地域プロジェクト	138

第1章

総論

- | | |
|---|---------------|
| 1 | 計画策定の趣旨 |
| 2 | 計画の位置付け |
| 3 | 総合計画の概要 |
| 4 | 総合計画と総合戦略との関係 |
| 5 | 新十津川町の概要 |
| 6 | 時代の潮流 |

■第1章 総論■

1 計画策定の趣旨

本町では、平成24年度を初年度とする「新十津川町第5次総合計画」において、「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る いきいき未来」を目指すまちの将来像として掲げ、この将来像を達成するために6つのまちづくりの目標を設定し、諸施策を展開してきました。

この間、地方自治体を取り巻く社会環境は、自然災害の増大、感染症の拡大、情報通信技術や人工知能をはじめとした技術革新の進展など時代の大きな転換期を迎え、社会の急速な変化への対応が求められてきました。また、全国的な人口減少問題が顕著となっていることから、将来にわたって、住み続けられるまちづくりを進めていく必要があります。

このような状況の下、第5次総合計画が令和3年度で目標年次を迎えることから、本町では、社会情勢を取り巻く状況の変化、地域特性等を踏まえつつ、町の目指すべき将来の姿を明確に示し、今後のまちづくりの指針となる「新十津川町第6次総合計画」を策定するものです。なお、この計画は、10年後を目標年としています。さらにその先を見据えた計画としています。

2 計画の位置付け

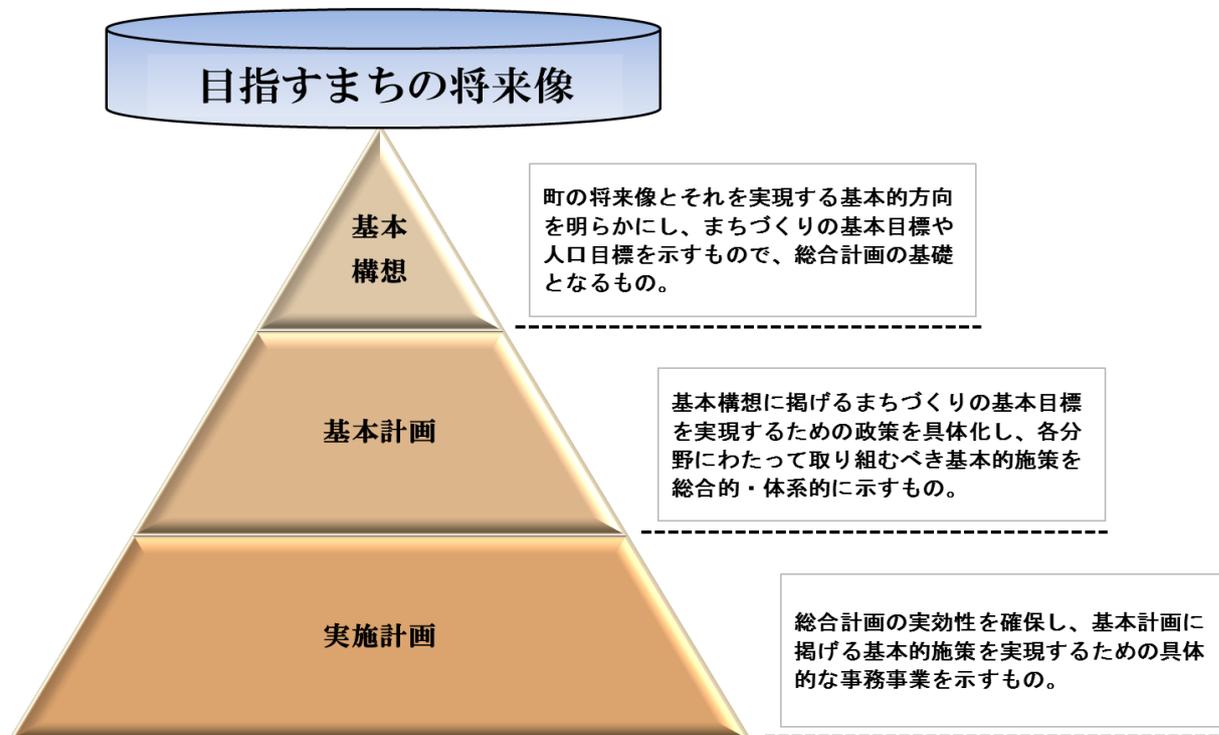
総合計画は、まちづくりの基本構想を示し、町政全般の政策・施策の方向性を定め、総合的・計画的にまちづくりを進めるためのすべての計画の指針であり、平成23年に施行したまちづくりにおける最高規範である新十津川町まちづくり基本条例において、町の最上位の計画に位置付け、策定することを規定しています。



3 総合計画の概要

(1) 計画の構成

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。



(2) 計画の内容

ア 基本構想

町の将来像とそれを実現する基本的方向を明らかにし、まちづくりの目標や人口目標を示すもので、総合計画の基礎となるものです。

イ 基本計画

基本構想に掲げるまちづくりの目標を実現するための政策を具体化し、各分野にわたって取り組むべき施策を総合的・体系的に示すものです。数値目標については5年間の目標を定めることとし、その後の5年間については社会経済情勢等を考慮し、見直しを含め新たに定めることとします。なお、数値目標は、基本構想で記載する人口（人口減少傾向）の目標を考慮した数値としています。

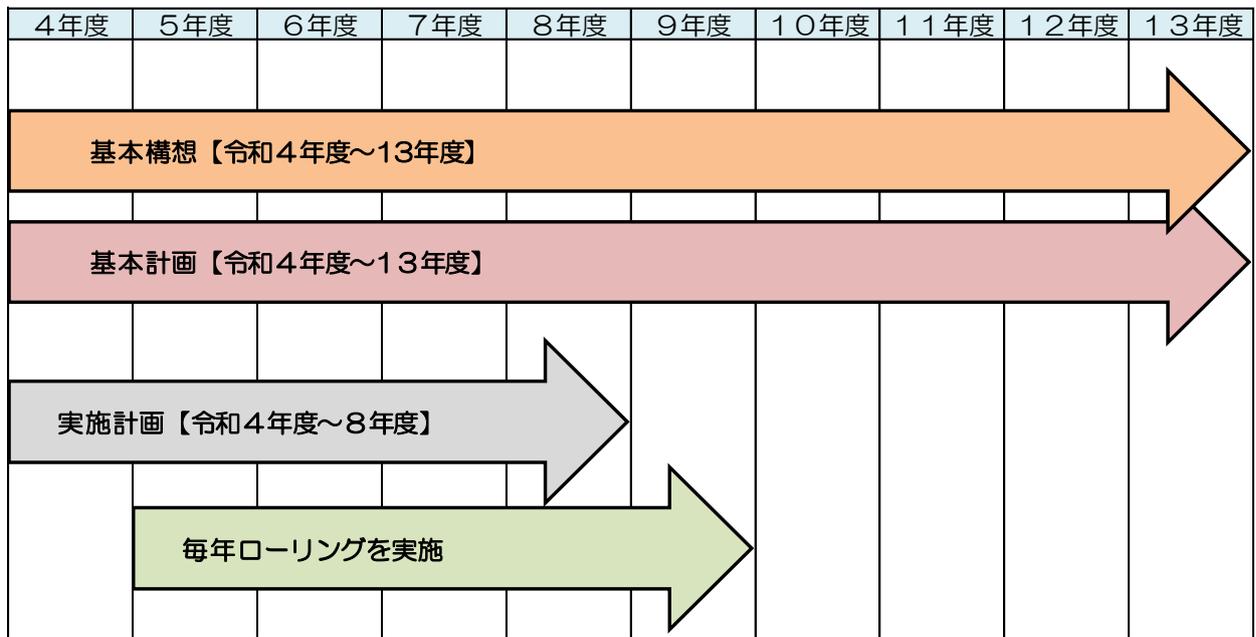
【基本構想及び基本計画の計画期間及び目標年次】

- 計画期間 令和4年度～令和13年度の10年間
- 目標年次 令和13年度



ウ 実施計画

総合計画の実効性を確保し、基本計画に掲げる施策を実現するための具体的な事務事業を示すものです。計画期間を5年間とし、社会経済情勢等の変化に対応するため、ローリング方式で毎年見直しを行います。

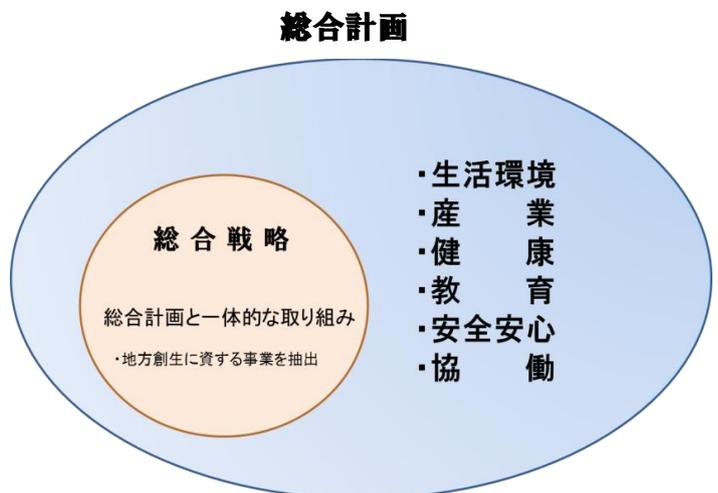


4 総合計画と総合戦略との関係

総合計画は、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、長期的なまちづくりの展望を町民と共有する最上位計画です。一方、総合戦略は、人口減少抑制と地方創生を目標としているため、総合計画と比較すれば、その政策範囲は限定されます。

このため、総合戦略は、本総合計画を踏まえたうえで、まち・ひと・しごと創生に資する特定の施策・事業を総合戦略として位置付けるとともに、総合計画の「成果指標」と総合戦略の評価指標である基本目標やKPI※の整合性を図ることで、一体的に推進していきます。

※KPI：重要業績評価指標



5 新十津川町の概要

(1) 位置

本町は、空知管内の中心部、石狩川の右岸に位置し、東西35キロメートル、南北30キロメートルで、面積495.47平方キロメートルであり、東を石狩川を隔てて滝川市、砂川市及び奈井江町と相對し、西は樺戸山系をもって当別町、増毛山脈をもって石狩市に接し、北は尾白利加川を境に雨竜町と、南は樺戸境川を境に浦臼町と接しています。

(2) 歴史

本町は、明治22年の奈良県十津川郷における未曾有の水害という悲劇を契機として、600戸、2,489人の大集団移住によって開村し、母村にちなみ「新十津川」と命名しました。

その後、北陸、東北地方などからも移住があり、段丘、奥地帯の開墾が進みました。また、明治25、26年頃から稲作が始まり、以来、農業を基幹として発展を続け、昭和32年に町制が施行され、平成2年に開町100年、令和2年には、開町130年を迎え、現在に至っています。



【奈良県 十津川村】

(3) 地勢・自然

本町は、極めて平坦な石狩平野と丘陵地及びこれに連なる高地、山岳地からなっています。

石狩川の氾濫層、堆積層からなるこの一帯の平原は、地味肥沃で農業に適しており、4つの基幹集落で形成されています。

石狩川右岸平野部の西側には段丘があり、単調な丘陵地へと続いています。

気候は、内陸型で四季の変化に富み、増毛、樺戸山系の影響で、冬は北西の風が強く、寒冷地帯で積雪量も多くなっています。



【新十津川町 全景】



夏は、南西の風が吹き温暖な気候に恵まれており、年平均気温は7℃前後、年間降水量は、1,500mm前後ですが多い年は1,800mmを超えることもあります。初雪は10月末頃で、融雪は概ね4月中旬となっています。

積雪は1m前後ですが、山間部では2m近くに達します。

(4) 人口・世帯数

本町の人口は、昭和30年の16,199人をピークに減少を続け、昭和50年には、9,527人と1万人の大台を割るに至りました。その後減少率は、やや鈍化したものの、その傾向は変わらず、令和元年には、6,545人となりましたが、平成27年度を初年度とする総合戦略において、定住助成や子育て支援などを重点的に実施することにより、令和2年に空知管内で唯一人口が増加する自治体となり、特に年少人口が増えています。

世帯数は、昭和35年の2,663世帯から昭和45年までの10年間、減少が続いていましたが、その後増加に転じ、平成9年以降は、2,900世帯から3,000世帯を推移し、令和2年には2,991世帯となっています。

人口の減少と世帯数の増加によって、昭和30年以前には6人を超えていた一世帯あたり人数は、年々減少を続け、令和2年には2.19人と大きく減少し、核家族化の傾向が一段と強まっています。

【人口及び世帯数の推移】

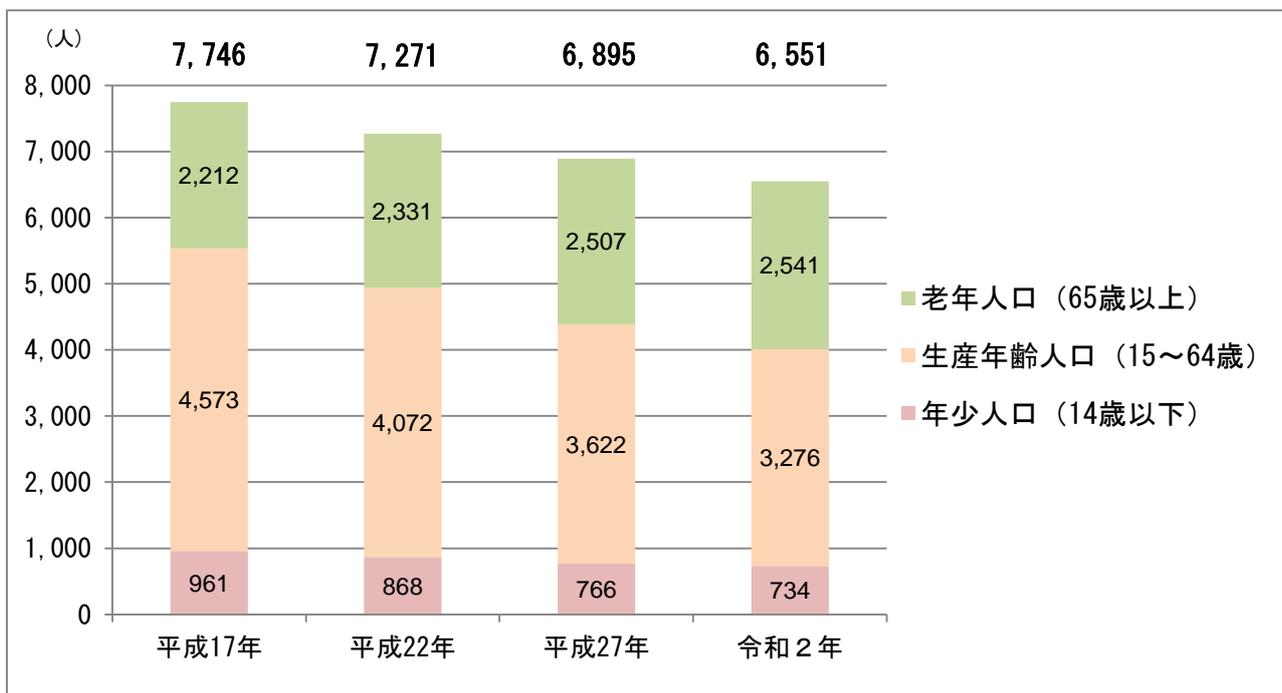
(単位：人、世帯、人/世帯、%)

項目	年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	年平均増減率		
						H17~H22	H22~H27	H27~R2
総人口		7,746	7,271	6,895	6,551	△ 1.23	△ 1.03	△ 1.00
年少人口 (14歳以下)		961	868	766	734	△ 1.94	△ 2.35	△ 0.84
生産年齢人口 (15~64歳)		4,573	4,072	3,622	3,276	△ 2.19	△ 2.21	△ 1.91
老年人口 (65歳以上)		2,212	2,331	2,507	2,541	1.08	1.51	0.27
世帯数		2,992	2,999	2,979	2,991	0.05	△ 0.13	0.08
一世帯当人数		2.59	2.42	2.31	2.19	-	-	-

(資料：住民基本台帳 10月1日現在)

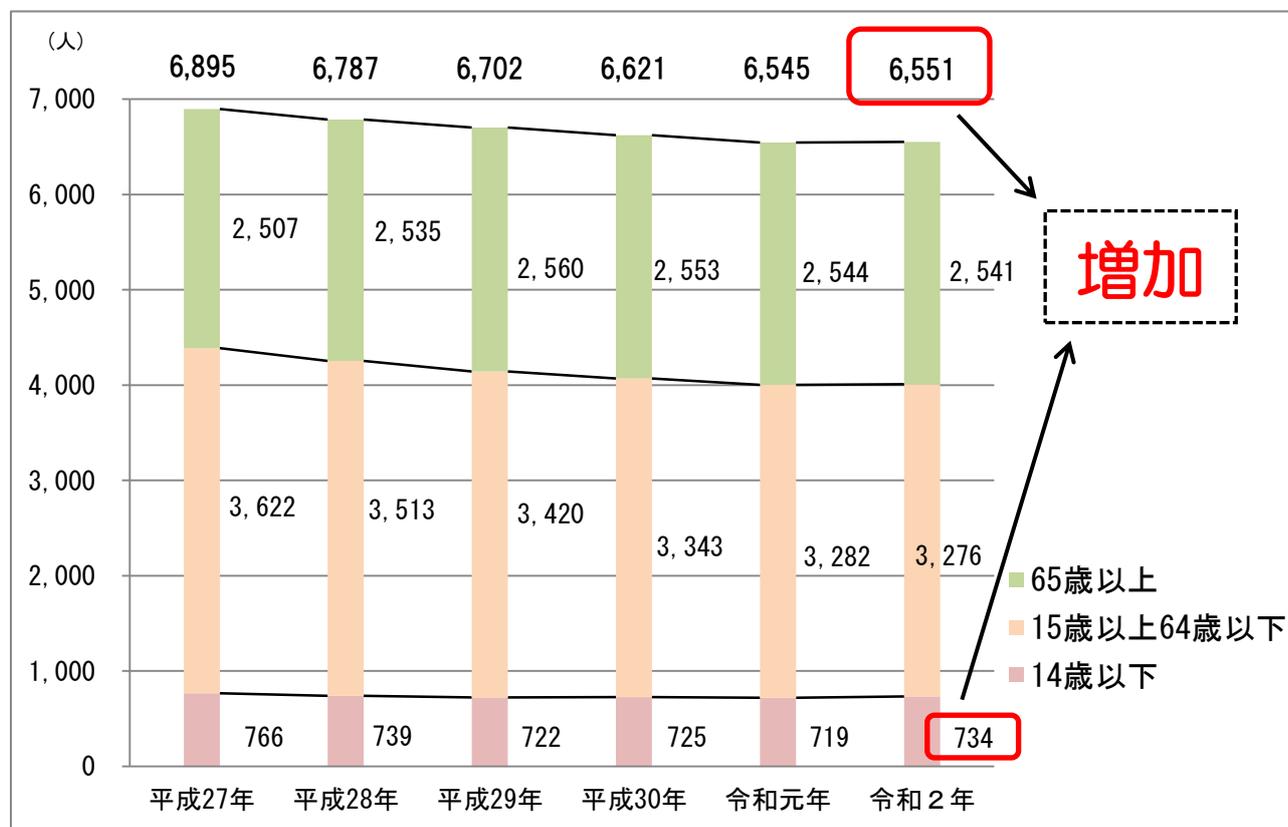


【人口の推移】



(資料：住民基本台帳 10月1日現在)

【直近5か年の人口の推移】



(資料：住民基本台帳 10月1日現在)



(5) 産業の状況

本町は、石狩川及び徳富川流域の肥沃な平野部や丘陵地等、恵まれた土地資源を活かした農業を基幹産業として発展し、北海道における食糧基地としての役割を果たしてきました。

このような中、近年の農業情勢の変化により農家人口の減少が続いており、産業別就業人口比率も、平成2年の国勢調査では、ついに第1次産業が第3次産業を下回り、平成27年では、第1次産業が26パーセントに対し、第3次産業が59パーセントとなっています。

(6) 交通

交通は、国道275号が南北に縦断し、滝川市と石狩市を結ぶ国道451号が東西に横断しています。

国道、道道には、路線バスが4路線（滝新線、滝川北竜線、滝川浦臼線、ふるさと公園線）運行されており、徳富・総進方面から中央・滝川方面を乗合タクシーが、橋本方面から花月・砂川方面を乗合ワゴンが運行しています。なお、令和4年3月31日をも



【乗合ワゴン】



【JR学園都市線 新十津川駅】

をもって、滝新線以外の路線が廃止となり、令和4年4月から新たな公共交通の運用が始まります。また、令和2年5月7日にJR学園都市線の北海道医療大学駅から新十津川駅間が廃止となり、89年の長い歴史に幕が下ろされました。



6 時代の潮流

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

我が国は、平成20年をピークに人口減少に転じ、今後、その減少の幅は大きくなると見込まれています。その背景には、64歳までの人口減少の加速があります。人口減少の時代が続き、今後、一層少子高齢化が進行し、本格的な人口減少社会になる見通しとなっています。

出生については、合計特殊出生率が平成17年に過去最低の1.26を記録し、以降、微減傾向となっていました。令和元年における出生数は、87万人となり過去最少となりました。さらに、将来推計人口における令和22年の出生数は、74万人となる推計です。

人口減少、とりわけ労働力人口の減少による人口構造の変化に伴い、経済成長や社会保障制度への影響が懸念されています。

(2) 高度情報化の進展

近年の情報処理技術や情報通信技術の著しい進展は、国民のニーズの高度化、多様化につながっており、この劇的な進展は、様々な分野で大きな変革を社会にもたらしています。AI（人工知能）やIoT（家電や自動車、ロボットなどをインターネットにつなげて活用すること。）の活用により、私たちの働き方や生活を変え、暮らしがより便利になる可能性を秘めています。

一方で、高度情報化による急激な社会の変化を捉え、技術革新に対し、地域を迅速に適応させるとともに、これらを活用したサービスの提供やニーズの把握が必要となり、これらを可能とする人材の育成が必要とされています。また、国が目指すべき未来社会の姿として提唱したSociety5.0※への対応も求められています。

※Society5.0：最新技術を活用することで私たちの生活をより快適にし、あらゆる社会課題の解決を目指すこと。



(3) グローバル化の進展

情報通信技術の進展、交通手段の発達による容易な移動、市場の国際的な開放により様々な分野でグローバル化が進展しており、国際的な競争が激化する一方、世界的な相互依存の関係が深まっています。

特に情報化の進展により新たな生活様式の実装も相まって、経済活動や日常生活において、世界が身近なものとなっています。このような中、人・もの・情報の国や地域を超えた多面的な交流や新たな技術の幅広い分野での活用により、地域経済の活性化や豊かな地域社会が形成されることから、これらに対応できる産業の振興や雇用の確保が求められています。

(4) 環境意識の高まり

地球温暖化は、平均的な気温の上昇のみならず熱波や大雨、干ばつの増加など様々な気候の変化を起こしており、これらは、水資源や農作物に影響を与え、自然生態系や人間社会に影響を及ぼしています。

将来、地球の気温はさらに上昇することが予測され、水資源や農作物以外にも、生態系や健康など様々な分野で影響を及ぼすものと考えられています。この地球温暖化の防止を図るため、ごみの減量化やリサイクルの推進などの環境に優しい取組（省エネルギー）を推進するとともに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現（2050年カーボンニュートラル）に向けて、一人ひとりが、意識を持って取組を進めることが求められています。また、エネルギー資源を効率よく使用することで、資源の安定供給の確保を図り、次の世代に安定した生活を残すことが求められています。



(5) 安全・安心への意識の高まり

近年の気候変動により短時間豪雨が増加するなど雨の降り方が局地化、集中化しており、土砂災害や河川氾濫が頻発しています。また、東日本大震災や北海道胆振東部地震などの巨大地震の発生により、自然災害に対する危機意識は急速に高まっています。さらには、世界的な感染拡大となった新型コロナウイルス感染症だけではなく、新たな感染症など予測困難な危機に対しても、対応力を高めることが求められています。加えて、情報通信ネットワークの発展によるサイバー犯罪や高齢者を狙った犯罪の増加など、私たちの日常生活における安全・安心を脅かす様々な要因が増大していることから、これらへの対応意識が一層高まっています。

こういった状況において、誰もが安全・安心で暮らすことのできる地域を実現するため、地域による防災、防犯体制を構築することが必要となっています。

(6) 価値観やライフスタイルの多様化

かつての人口増加や経済成長の時代における物質的な豊かさや生活の利便性の向上を求める価値観が、現在の成熟した社会においては、心の豊かさや生活の質の向上を求める傾向が強まっており、ライフスタイルは一層多様化しています。

こうした中、一人ひとりが価値観やライフスタイルに応じた働き方や暮らし方を選択することができ、個人として尊重され、活躍できる環境づくりが求められる一方で、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。

個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のため、誰もが社会とのつながりを持ち、互いに助け合う地域ぐるみの支援体制を強化することが求められています。



(7) 持続可能な開発目標 (SDGs) の策定

持続可能な開発目標 (SDGs) は、平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲット (目標達成のために実施すべき事項) から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

日本では、平成28年12月に今後の日本の取組の指針となる持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針が策定されました。

地方自治体にとっても、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた取組を進めるとともに、自治体が直面する様々な課題に対応することができる有効な手段として目標達成に向けた取組を推進していくことが求められています。

【SDGs エスディー・ジーズ】 Sustainable Development Goals

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章

基本構想

- | | |
|---|-----------|
| 1 | 目指すまちの将来像 |
| 2 | まちづくりの目標 |
| 3 | 人口の目標 |
| 4 | 土地利用 |
| 5 | SDGsの推進 |

■第2章 基本構想■

1 目指すまちの将来像

本町の歴史は、明治23年のトック原野への集団移住に始まります。以来、父祖先人の「たくましい開拓精神」と「団結の力」により築かれ、由緒あるまちとして着実に発展を遂げてきました。

平成23年には、本町のまちづくりの憲法とも言えるまちづくり基本条例が施行され、「町民自治の確立」と「協働のまちづくり」を推進するための基本ルールが定められました。

私たちは、開拓以来の精神風土を受け継ぐとともに、新たな時代のまちづくりの指針に基づき、町民と行政がともに手を取り合いながら、誰もが住み続けたいと思えるまちを築くため、10年後の目指すまちの将来像を次のとおり定めます。

新たな未来へ
ともに歩もう
つながる絆
かわらぬ自然と笑顔のまち

新 たな未来へ	新たな情報技術などを活用し、変わりゆく未来に向かい、より快適で便利な暮らしができる取組を進めます。
と もに歩もう	1人の100歩より100人の1歩。町民と行政が力を合わせてまちづくりを進めます。
つ ながる絆	町民同士の絆、母村との絆など様々な人とのつながりを大切にし、助け合うまちづくりを進めます。
か わらぬ自然と笑顔のまち	本町の素晴らしい自然と町民の笑顔をこれからも守り続ける取組を進めます。



2 まちづくりの目標

第6次総合計画の目指すまちの将来像の実現に向けて、6つのまちづくりの目標を設定し、町民と行政が力を合わせて目標の達成に努めます。

① 住みやすい暮らしがある

町民が快適に生活できるよう、住環境の充実を図るとともに、本町の素晴らしい自然を守り続けるために、脱炭素社会の実現など地球環境の保全に努め、住みやすい暮らしがあるまちを実現します。

② 笑顔がつづく健康がある

町民一人ひとりが健康で幸せに暮らせるよう、地域が一体となり、みんなで支え合う多様な体制や仕組みづくりと環境づくりを推進し、笑顔がつづく健康があるまちを実現します。

③ 活気あふれる産業がある

基幹産業である農業をはじめ、商業、工業、林業の持続的発展を図るとともに、観光施設の充実による町への誘客を進め、地域経済を活性化させ、活気あふれる産業があるまちを実現します。

④ 心やすらぐ備えがある

町民と行政が協力して防災力の強化や防犯体制の充実を図り、安全な地域づくりを進め、町民が日々安心して暮らすことのできる体制を整えることで、心やすらぐ備えがあるまちを実現します。

⑤ 未来を叶える学びがある

子どもから高齢者まで町民一人ひとりが充実した学びを得ることができ、生涯に渡り目標に向かうことのできる環境を整えることで、未来を叶える学びがあるまちを実現します。

⑥ 助け合う絆がある

地域コミュニティの活性化や町民と行政の情報共有を進め、「町民と町民」、「町民と行政」が互いに助け合う体制を構築するとともに、関係人口の創出を推進し、助け合う絆があるまちを実現します。



3 人口の目標

平成27年度を初年度とする総合戦略において、「子育て支援と教育を核とした子どもの笑顔があふれるまち」を目指すべき姿とし、その実現に向けて着実に地域づくりを進めてきました。この地域づくりにより、令和2年には人口増加に転じるなどその成果が表れました。

これからも、人口減少は避けられない状況であることに変わりはありませんが、今まで歩んできた地域づくりを止めることなく進め、人口減少の抑制に努めることとします。

目指すまちの将来像に向けて、本計画における施策や事業を積極的に展開することで、10年後に目標とする人口を5,620人に設定します。

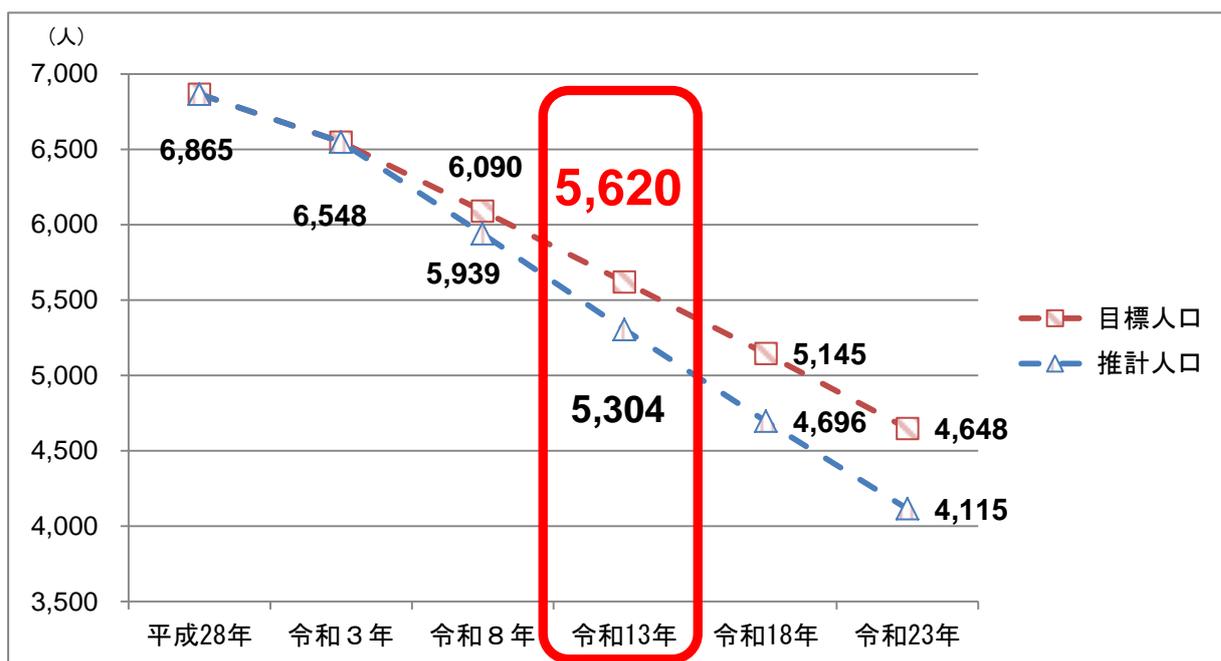
【推計人口と目標人口の推移】

(単位：人)

項目 \ 年	平成28年	令和3年	令和8年	令和13年	令和18年	令和23年
目標人口	6,865	6,548	6,090	5,620	5,145	4,648
推計人口	6,865	6,548	5,939	5,304	4,696	4,115

※目標人口のとおり推移すると、現行のクラス基準である小中学校の各学年2クラスを維持することが可能となります。

【推計人口と目標人口の推移グラフ】

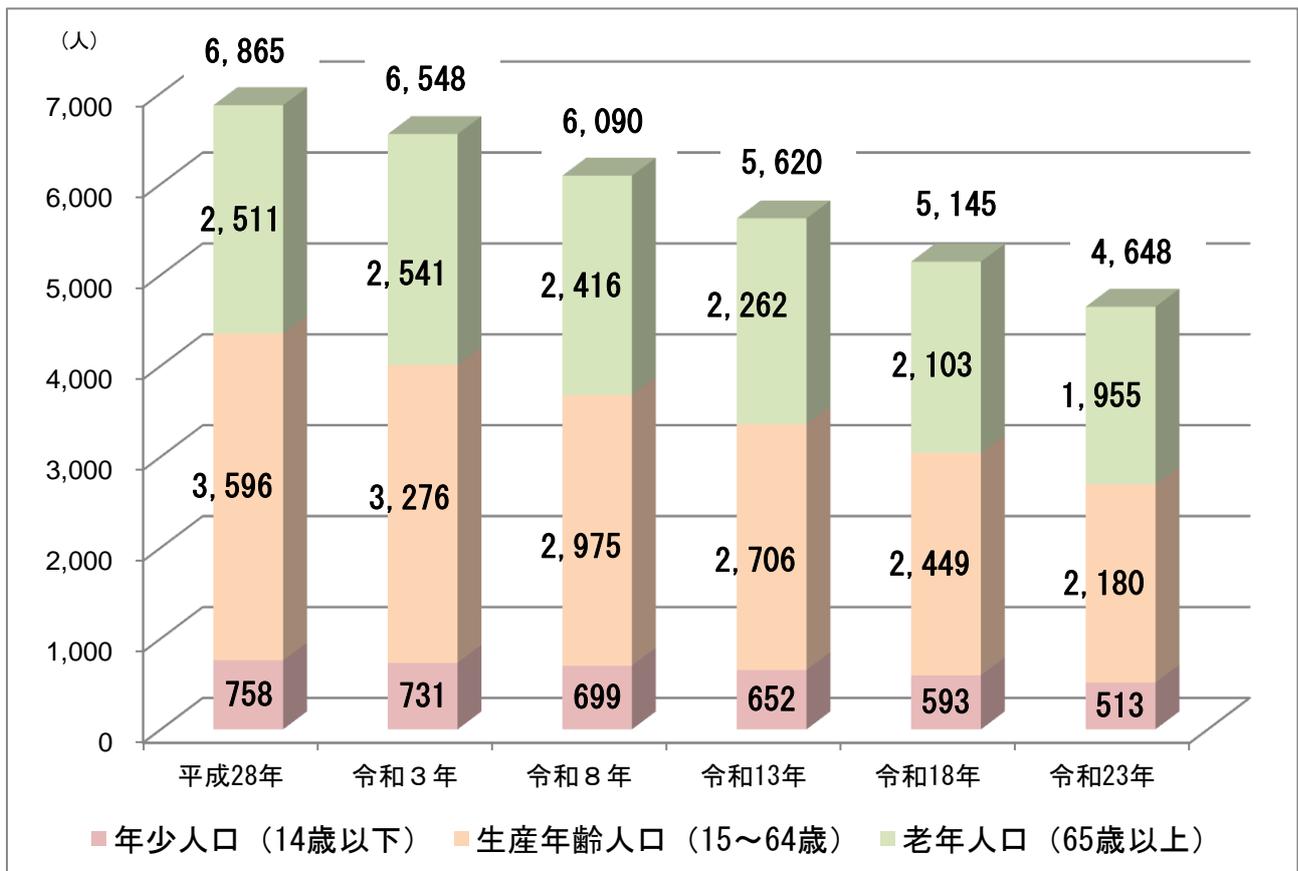


【世代別人口数】

(単位：人、世帯、人/世帯、%)

項目	年	平成28年	令和3年	令和8年	令和13年	令和18年	令和23年	年平均増減率				
								H28~R3	R3~R8	R8~R13	R13~R18	R18~R23
総人口		6,865	6,548	6,090	5,620	5,145	4,648	△ 0.92	△ 1.40	△ 1.54	△ 1.69	△ 1.93
年少人口 (14歳以下)		758	731	699	652	593	513	△ 0.71	△ 0.88	△ 1.34	△ 1.81	△ 2.70
生産年齢人口 (15~64歳)		3,596	3,276	2,975	2,706	2,449	2,180	△ 1.78	△ 1.84	△ 1.81	△ 1.90	△ 2.20
老年人口 (65歳以上)		2,511	2,541	2,416	2,262	2,103	1,955	0.24	△ 0.98	△ 1.27	△ 1.41	△ 1.41
世帯数		2,980	2,986	2,769	2,535	2,293	2,052	0.04	△ 1.45	△ 1.69	△ 1.91	△ 2.10
一世帯当人数		2.30	2.19	2.20	2.22	2.24	2.27	-	-	-	-	-

【世代別人口数グラフ】



4 土地利用

町土は、現在及び将来における町民のための限られた貴重な資源であるとともに、生活や生産活動の共通の基盤です。

利用にあたっては、町土の公益性を優先し、自然環境の保全と美しい景観の形成を重視するとともに、安定した豊かな地域社会の創造と健康で文化的な生活環境の確保を基本とした総合的かつ計画的な土地利用を進めていく必要があります。

(1) 農用地

農業従事者の高齢化や担い手不足という状況の中、農用地の適正な維持管理が今後の大きな課題と言えます。ほ場条件の改善や土地改良など生産基盤の整備を計画的かつ円滑に推進し、生産性や作業効率の向上を図るとともに、他用途への転用や耕作放棄地の発生を抑制し、優良農用地の確保に努めます。

(2) 森林地域

森林地域については、水源のかん養、山地災害の防止、温室効果ガスの吸収のほか、町民の保健・休養・レクリエーションの場の提供など、多面的な機能を有していることから、これらの機能が十分に発揮されるよう、計画的な植林や除間伐などにより森林資源の適正な保全と活用に努めます。また、関係機関との連携により無秩序な開発を防止し、多様な生物の生息環境や水資源の保全に努めます。

(3) 商工業地

国道275号沿道に、環境整備がされた商業地を配置し、生活利便施設等の立地を図ることにより日常生活圏の維持を図ります。また、工業地については、国道275号と国道451号の交差部の周囲に工業地を配置し、交通利便性の高さを活かした工業施設の集積を図ります。

(4) 河川・水路

河川については、集中豪雨による水害を防止するため、河川改修の促進及び中小河川の維持管理の充実にも努めるとともに、河川の水質保全対策や不法投棄の防止に努め、安全で安心して暮らせる河川の環境整備を進めます。



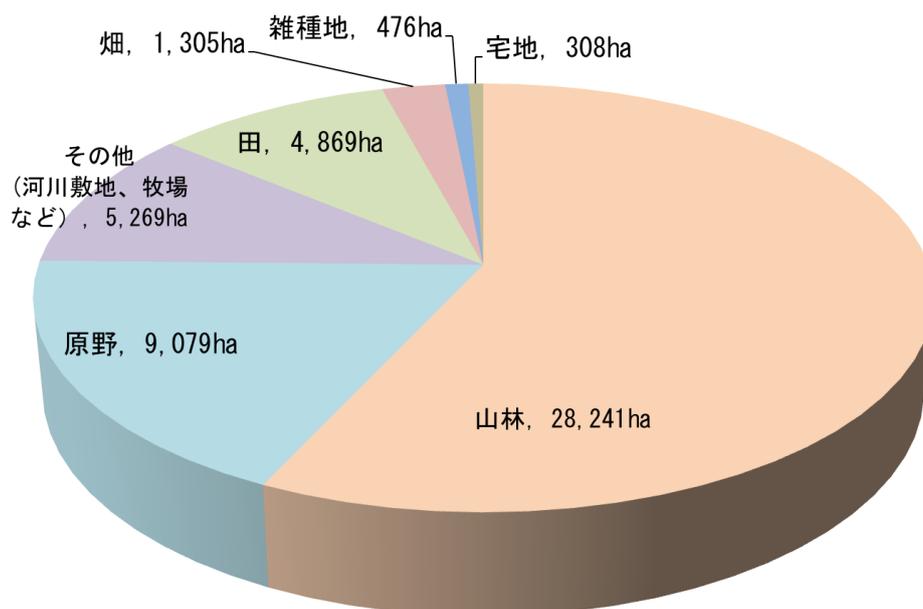
(5) 道路

道路については、日常生活の利便性の向上や産業の活性化のため、路面の劣化状況や緊急性、路線の重要度を考慮しながら道路施設の適切な維持管理と整備を進めます。また、除排雪作業の効率化や省力化を図り、安全な冬の生活が送れる環境づくりを進めます。

(6) 宅地

市街地については、計画的な宅地整備や公共施設の適正配置がほぼ完了していることから、今後は、公有地の計画的な宅地化を検討するなど、宅地整備を図るとともに、安全で快適な住環境整備を推進し、自然環境と調和した緑豊かな景観形成に努めます。

【地目別土地の状況】



(資料：総務省令和3年度固定資産の価格等の概要調書)

5 SDGsの推進

SDGsの目標やターゲット（目標達成のために実施すべき事項）に示される多様な項目の追求が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するという考え方のもと、本町においても、総合計画に基づき取り組む事業が直接的又は間接的にSDGsの17のゴールにつながることから、総合計画における政策とSDGsの関連を明確にし、一体的に推進します。

